

児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワーク

— 自立支援職員の業務内容との関連において —

Residential Social Work in Child Foster Care Institutions Relevance with the Work Content of Independence Support Staff

宮 崎 正 宇*

Seiu MIYAZAKI

要旨：本論文は、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークに関する研究動向を概観し、レジデンシャル・ソーシャルワークの体系化に寄与することを目的とする。まず、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの現状把握と課題の整理を試みる。次に、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割を整理し、高知県入所児童自立支援等事業における「自立支援職員」の業務内容を具体的に取り上げ、レジデンシャル・ソーシャルワークとの関連性を提示する。さらに、今後の課題として、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの体系化にあたり、実際に児童養護施設でどのような形のレジデンシャル・ソーシャルワークが必要とされているのかを検討した。

キーワード：児童養護施設、レジデンシャル・ソーシャルワーク、自立支援職員

I. 緒言

近年、7人に1人といわれる貧困家庭の児童の問題や、虐待された児童の問題、発達に課題を抱えた児童や、子育てに適切にかかわれない「心配」な親の増加の問題等が大きくクローズアップされている。

こうした中であって、児童・家庭福祉分野の最前線で、日々生起する問題に対峙している現場職員には、従来にも増して様々な専門的な能力が求められてきている。これまでは主として児童のみを対象とした業務内容であったため、ケアワークの能力が求められてきた（もちろんこうした能力は今後も重要であることは変わらない）が、現在の児童や家庭の状況下では、より個別のかつ普遍的なソーシャルワークが必要となっており、今後、社会福祉士をはじめとするソーシャルワーク専門職の活躍がより一層期待されているのである¹⁾。

本論文では「ソーシャルワーク」の定義を、櫻井²⁾がソーシャルワークの成立（機能）として

* みやざき せいゆう 客員研究員・高知県福祉事業財団 児童養護施設 子供の家

示した、「個別的な自立支援計画の策定と直接的支援」と「地域の関係者や専門機関等とのネットワーク構築による当該児童および家庭への総合的な支援」の必要条件に依拠する。換言すれば、児童・家庭福祉分野のソーシャルワークとは、「自立支援計画」と「ネットワークづくり」という2つの要素に深く関わり、それらを統合しながら問題の解決を図る過程である。

そこで本論文では、上記の定義を前提として、児童・家庭福祉分野の中でも児童養護施設の実践現場に着目し、レジデンシャル・ソーシャルワーク実践への糸口を探ることとする。児童養護施設に着目したのは、歴史的に見ても児童・家庭福祉分野（社会的養護領域）におけるソーシャルワークの中心的な実践現場だからである。

例えば現在、各都道府県においては、「家庭的養護推進計画」が策定されている³⁾。これは、平成23年7月にまとめられた「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた目標の実現に向け、社会的養護を必要とする児童の養育環境の質を向上させるために、児童養護施設等の小規模化や地域分散化、里親・ファミリーホームの推進を具体的かつ計画的に推進するための15年間の計画（平成27～41年度）である。

また、「社会的養護の課題と将来像」において、「施設のソーシャルワーク機能を高め、施設を地域の社会的養護の拠点とし、これらの家族支援、地域支援の充実を図っていくことが重要である⁴⁾」と述べられている。そしてさらに、「児童養護施設運営指針」では、「施設は社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った児童への継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる」、
「ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である」、
「社会的養護は、従来の『家庭代替』の機能から、家族機能の支援・補完・再生を重層的に果たすさらなる家庭支援（ファミリーソーシャルワーク）に向けた転換が求められている⁵⁾」と述べられている。

以上、児童養護施設の児童とその家族が抱える問題が多様かつ複雑化しているなか⁶⁾、家庭的養護推進のためにも、レジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割がより一層求められており、その体系化は実践現場にとっても意義のあることだといえる。

II. 児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの現状と課題

児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークは実践現場から強く求められているものの必ずしも体系化されているとはいえない現状がある。

米本は「生活施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークは、生活相談員の職務の現実を反映させればよいというのではなく、歴史的に『施設』が負ってきた負の遺産をどう解消するかという重要な課題も含め、そのためにはレジデンシャルワークにおけるアドミニストレーションへの視野も設定し、かつケアワークやケアマネジメントとの比較において独自性・固有性を主張しうるものでなくてはならない」とし、「その意味では、レジデンシャル・ソーシャルワークの理論的・実践的枠組みは現存しているのではなく、構築しなければならない⁷⁾」と述べている。また深谷は、「レジデンシャルワークまたはレジデンシャル・ソーシャルワークの研究は英米の社会福祉研究の中では極めて傍流であり、わが国での文献紹介すら殆どなされていない」とし、「我が国におけるレジデンシャルワークまたは施設実践の研究を概観するとき現場の実践経験に

基づく積み重ねはあるものの、実証的研究に基づく理論化が進んでいるとは必ずしも言えない現状にある⁸⁾」と述べている。さらに北川は、生活型児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践について、「わが国の場合、施設実践とソーシャルワークの関係について、これを研究論文にまとめて言及したり著書（翻訳書）として刊行されることが他の研究領域と比較して極めて少ないことは、当該領域の特徴の一つとされてきた⁹⁾」と述べている。

このようにレジデンシャル・ソーシャルワークは実践現場に強く必要とされているものの、それに関する文献数は少ない現状がある。

Ⅲ. 児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割

宮崎¹⁰⁾は、先行研究のレビューを通して、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの体系化は概念規定を含め未だに発展途上ということを明らかにしているが、その中で、児童養護施設の機能と役割を整理し、レジデンシャル・ソーシャルワークを「自立支援機能」、「家族支援機能」、「地域支援機能」の3つに分類している。

まず、自立支援機能は、児童養護施設による支援の要である「自立支援計画」に顕著に見られるようにソーシャルワークに欠かせない要素である。自立支援計画は周知のとおり1998（平成10）年3月5日付の厚生労働省児童家庭局家庭福祉課長通知（「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」）で策定義務となった。児童の自立を支援するために、児童養護施設等が児童相談所の処遇指針を受けて、児童とその家族の意向と市町村や学校等関係機関の意見を踏まえて作成する個別の支援計画である。なお、2004（平成16）年の児童福祉法第41条改正で「退所後の相談・援助」が明記されたが、自立支援機能はインケアだけでなく、リービングケアやアフターケアまで一貫して必要だと筆者は考えている。

また、家族支援機能（ファミリー・ソーシャルワーク等）では、2004（平成16）年から児童養護施設に家庭支援専門相談員（ファミリー・ソーシャルワーカー）が配置されているが、その役割は、早期家庭復帰のための相談援助、アフターケア、里親委託の推進、養子縁組の推進、地域の子育て家庭に対する相談援助、要保護児童対策地域協議会への参画など幅広く、まさにソーシャルワークの要素である関係機関とのネットワークづくりを行いながら推進すべき問題であるといえる。なお、家族支援に関しては、必ずしも家族再統合を目標にする必要はなく、電話連絡や面会交流等を含むそれぞれの家族の状況にあった幅のある多様な支援と捉える必要があり、これは竹中が提唱する理念・実践概念である共同子育て論にも依拠している。竹中の提唱する共同子育て論とは、「施設側からみると、『施設が家族の養育機能の不足するところを充足し、家族とともに子育てを進める』という考え方¹¹⁾」である。

地域支援機能（地域の子育て家庭支援、里親・ファミリーホーム支援等）も児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークに求められる重要な課題である。例えば、2012（平成24）年から児童養護施設に里親支援専門相談員（里親ソーシャルワーカー）が配置されているが、里親家庭を含む地域の子育て家庭支援に関しては、児童養護施設は児童福祉施設であると同時に、地域福祉施設でもあるという認識がより一層求められている。

IV. 児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの実際

－高知県入所児童自立支援等事業を参考に－

高知県は、2016（平成28年）度から「入所児童自立支援等事業」を補助事業として行っている¹²⁾。本事業は、児童の施設退所後の自立を見据えた総合的な支援を目的として、児童の進路指導に関する施設職員への助言や学校等との連絡・調整、就労に関する関係機関との連携を行う「自立支援職員」を配置するものである。導入の背景として、児童養護施設等入所児童には、学習面や進路選択でのハンディキャップがある。具体的には、成育歴や家庭の経済状況が原因で、児童自身の自己肯定感が低く、学習意欲の向上や学習習慣の定着も難しいことから、本人の希望する事業所への就職や大学等への進学を諦めがちになることがある。また、進学等を希望する児童のための奨学金制度の照会や退所後の住居探し等の支援が、複数の児童を交代で担当している職員では十分に行き届かないといった課題もある。そのため、児童家庭支援センター（高知県内2か所）が退所児童等アフターケア事業を実施しているが、退所直前からの支援開始のため児童との信頼関係を構築する時間が少ないことから、個別支援が十分に行き届いていない現状がある。つまり、個々の児童の進学・就職や学習支援等を専門に担当する職員の配置が必要とのことで、本事業の実施に至ったのである。なお、筆者が勤務する児童養護施設における「自立支援職員」の具体的な業務内容は以下の3項目である。

①学習支援

児童の学習に関して、担当職員と児童の学力の定着状況の把握を行い、学習段階に応じた個別的な学習支援を行う。園内の学習会や学習塾を活用しながら基礎学力の向上を図り、進路保障につなげていく。また、学校等関係機関とも連携を図りながら、児童の学習状況を共有し、役割分担をしながら適切な学習支援を行う。そして、必要に応じ奨学金制度等の社会資源を活用し、進学の実現を目指す。

②自立支援

リービングケアとして、社会的な自立が必要な児童に関する就職及び進学支援を担当職員と連携して行う。高校中退や不登校等個別対応が必要な児童に対する生活指導や再進学、就労支援も行う。進学や就労支援等に関しては、必要に応じ関係機関との連携や社会資源の活用を行う。生活指導や進学、就労指導に関する担当職員への助言を行い、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員等専門職とも連携を図りながら自立支援を行う。

③退所児童の生活支援

アフターケアとして、退所児童に対し、継続的に生活状況の把握を行い、日常生活及び進学先や職場で課題があれば効果的な支援を担当職員と連携して行う。具体的な活動として、定期的な電話連絡や家庭訪問等で退所児童の生活状況を把握した上で相談援助を行い、必要に応じ関係機関との連携や社会資源を活用し課題解決を図る。家庭支援専門相談員とも連携を図りながら、生活支援を行う。

本事業は、実施後3年目でまだ始まったばかりであるが、業務全般にわたり「ネットワークづくり」が求められており、まさしくレジデンシャル・ソーシャルワークと密接に関連している。言うまでもなく、学習支援や自立支援は「自立支援計画」とも連動して実施されるべき事柄であり、レジデンシャル・ソーシャルワークの視点で業務内容を検討する必要がある。

ここで、一例として自立支援職員の必要性を強く感じた実践事例を取り上げたい。筆者の知る

児童養護施設に高校3年生で措置入所となった男子Aの事例である（事例は個人が特定できないよう加筆・修正してある）。

「Aは、主訴が身体的虐待及び心理的虐待である。園生活は、ストレスがたまると情緒不安定や自暴自棄になり、暴言や威嚇、リストカットや暴食、抜毛等の行為が見られた。基本的生活習慣は身に着いておらず、掃除、入浴、就寝等の職員による声掛けが常に必要であった。高校卒業後、措置延長をしながら専門学校に進学するものの、成績は向上せず休みがちになり、Aと今後の進路について何度も話し合ったものの中途退学した。病院の精神科で心的外傷後ストレス障害の診断が付いたため、精神障害者保健福祉手帳を取得し、児童相談所や障害者相談支援センター等関係機関と連携しながら、退所後の生活場所の確保や障害者就労支援施設等での日昼活動を模索した結果、自立援助ホームに入所し措置変更となった」。

このケースの場合、自立支援職員が中心となって、担当職員とAの意向を確認しつつ、家庭や関係機関と相談・ケース会議を重ね、役割分担を行うといったコーディネートができた。その結果、自立が非常に困難だったものの、自立の方向性が定まり、支援体制も整ったのである。自立支援職員がいなかった場合を想像すると解決には相当な困難があったと推察できるケースである。

繰り返しになるが、このように実践現場から絶えず業務内容を検証する中で、レジデンシャル・ソーシャルワークの固有性・独自性を示していく必要がある。その点について、天羽も、レジデンシャル・ソーシャルワークをソーシャルワークの方法として確立するにあたり、「ソーシャルワークの理念に現実を引き付けるのではなく、現実からソーシャルワークの理念を引き付ける方法を採用しなければならない¹³⁾」と述べている。

V. 考察

先行研究も少なく限られた文献からの検討であったが、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの体系化は、概念規定を含め未だに形成途上にあることについて述べてきた。レジデンシャル・ソーシャルワークの概念規定は、実際の実践現場におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割、内容を整理し、その独自性・固有性を示すことで定義づけられる側面が大きいものである。今後の課題として、具体的に各施設でどのような形のレジデンシャル・ソーシャルワークが実践されているのかをさらに量的、質的調査（インタビュー調査）等で明らかにし、その体系化に向けて理論的・実践的な枠組みを構築していく必要がある。

註

- 1) しかしながら、児童・家庭福祉分野で活躍する社会福祉士の有資格者の割合は、残念ながらそれほど高いものではない。日本社会福祉士会の勤務先別会員数（2015年3月31日現在）によると、児童福祉関係施設及び教育機関における社会福祉士の有資格者は全会員37,010人中、児童福祉関係施設1,164人（3.1%）、教育機関1,651人（4.5%）である。
- 2) 櫻井慶一（2016）『『保育ソーシャルワークの』の成立とその展望——『気になる子』等への支援に関連して』、『文教大学生生活科学研究』38, 33。

- 3) 2017（平成 29）年 8 月，国は 2016（平成 28）年の児童福祉法改正の理念を具体化するため，「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し，「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめた。このビジョンにおいて，「社会的養護の課題と将来像」に基づき策定されている都道府県家庭的養護推進計画については，2018（平成 30）年度末までに見直すことが示された。なお，「新しい社会的養育ビジョン」については，厚生労働省「新しい社会的養育ビジョン」（<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000173865.pdf>）2017 を参照されたい。
- 4) 厚生労働省「社会的養護の課題と将来像」（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j8zz.html> 2016.9.2）2011.
- 5) 厚生労働省「児童養護施設運営指針」（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-51.pdf> 2016.9.2）2012.
- 6) 厚生労働省が 2015（平成 27）年 1 月に公表した「児童養護施設入所児童等調査結果（平成 25 年 2 月 1 日現在）」によると，児童虐待の増加等に伴い，児童養護施設に入所している児童のうち，約 6 割は虐待を受けている。また，障害等のある児童も増加しており，児童養護施設においては，約 3 割の児童に障害がある。詳しくは，厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果（平成 25 年 2 月 1 日現在）」（<http://www.mhlw.go.jp/file/04-oudouhappyou-1905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf>）2013 を参照されたい。
- 7) 米本秀仁（2012）「生活型福祉施設のソーシャルワークのゆくえと展望」『ソーシャルワーク研究第』38（2），86.
- 8) 深谷美枝（1999）「『施設実践のリアリティ』を描く——質的方法によるレジデンシャルワーク研究の可能性」『立正大学社会福祉研究所年報』創刊号，117.
- 9) 北川清一（1994）「生活型児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践の基本構造」『ソーシャルワーク研究』20（1），11.
- 10) 宮崎正宇（2017）「児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークに関する文献レビュー」『高知県立大学紀要（社会福祉学部編）第 66 巻』66.
- 11) 竹中哲夫（2007）「施設養護と家庭的養護の架け橋」山縣文治・林浩康編著『社会的養護の現状と近未来』明石書店，307.
- 12) 東京都は，全国に先駆け，2012（平成 24）年度から，自立支援強化事業の実施に伴い，「自立支援コーディネーター」を児童養護施設に配置している。その背景として，東京都において，児童養護施設等退所者へのアンケート調査の結果報告（2011 年）を受け，改めて自立支援とアフターケアのより一層の充実が求められたことがある。
- 13) 天羽浩一（2009）「児童養護施設における社会福祉士の位置と社会福祉士資格に関わる問題点」『九州社会福祉学』5，119.